

令和2年2月28日

仙台市立高等学校及び仙台市立中等教育学校 保護者の皆様へ

仙台市教育委員会

新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業のお知らせ

このたび文部科学省より臨時休業の要請があり、集団による感染症の拡大防止をすることが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があることから、仙台市において、下記の措置を取ることといたしました。

つきましては、趣旨を十分ご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とお子様の健康管理にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の国の通知等により、対応が変更になる場合には、その都度お知らせいたします。

記

- 1 休業期間 令和2年3月2日（月）～3月24日（火）※臨時休業
※3月25日から4月7日までは学年末・学年始休業となります。
- 2 対象 全校生徒
- 3 行事等の取扱
(1) 宮城県公立高校入試については、予定通り実施されます。
(2) 荷物の持ち帰り、学習課題の配付等のため、登校日を設定する場合があります。
(3) 修了式（3月24日（火））、離任式については実施しません。
- 4 休業期間中の学習について
家庭での学習については、学校から提供される学習資料や教材などを活用しながら進めていただきます。
- 5 休業期間中（3月2日～4月7日）の過ごし方等について
(1) 部活動については、休業期間中の部活動は、大会等への参加を含め、中止します。
(2) 休業期間中の不要不急の外出を控え、自宅で静かに休養をとるようにしてください。また、人の集まる場所に行くことを避けてください。
(3) お子様等の健康状態について
 - ・休業期間中は、毎朝お子様の体調を観察するとともに、必要に応じて検温するなど、健康状態の把握に努めてください。
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合等は、**仙台市・宮城県の電話相談窓口 コールセンター（Tel.022-211-3883）**に相談し、状況を説明の上指示を受けてください。
 - ・お子様が、**臨時休業中に新型コロナウイルス感染症に罹患した又は感染者の濃厚接触者となった場合は、学校へ連絡をしてください。**
 - ・お子様のほか、同居の家族に新型コロナウイルスの感染者（濃厚接触者を含む）が発生した場合は、学校にも情報提供いただきますようお願いいたします。
- 6 給食費の取扱いについて（**仙台大志高校、仙台工業定時制課程、中等教育学校前期課程**）
3月分の給食費はかかりません。2・3月分の給食費として既にお知らせしている3月31日引落の第9期分給食費につきましては、2月分のみ金額に変更して引き落とさせていただきます。
なお、納付書でお支払いの方には、2月分のみ金額に変更した第9期分給食費の納付書を3月下旬に改めてお送りいたしますので、そちらでの納付をお願いいたします。また、すでに2・3月分として第9期分給食費を納付済みの場合は、後日還付についてお知らせいたします。